

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：桑折町

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	９１．８％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	８２．０％
全職員	７３．０％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(１) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	９４．８％
本庁課長補佐相当職	９９．０％
本庁係長相当職	９６．０％

(２) 勤続年数別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
３６年以上	８８．７％
３１～３５年	９５．２％
２６～３０年	９４．６％
２１～２５年	９２．８％
１６～２０年	９５．０％
１１～１５年	９０．８％
６～１０年	９９．４％
１～５年	９０．０％

【説明欄】

- ・役職段階について、当町には本部局長・次長相当職に該当する職員がいないため記載なし。
- ・年度途中退職者及び産休・育休者等については、除外している。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員について、短時間の勤務となる職員については、全体の算出値に与える影響を鑑み算定から除外している。
- ・パートタイム会計年度任用職員については、勤務時間が多様であるため除外している。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。